

死刑執行に関する会長声明

本年9月27日、仙台拘置所と福岡拘置所において各1名の死刑囚の死刑がそれぞれ執行された。民主党政権では、2010年7月2人の死刑囚を執行した以降、本年3月、8月に続いて4度目の執行である。滝実法務大臣は、本年6月に就任した以降わずか4ヶ月間に4人の死刑を執行したことになる。

日本弁護士連合会は、かねてから、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止すると共に死刑冤罪事件を未然に防ぐ措置を直ちに講じるべきである」と主張し、本年2月27日には小川敏夫法務大臣に対して、また6月18日には滝実法務大臣に対して、それぞれ、上記事項を求める要請書を提出している。

国際的に見ると、2010年の国連総会において、死刑執行の一時停止を加盟国に求める3度目の決議が109カ国の賛成多数で採択されており、反対票を投じた国は日本を含め41カ国にとどまっている。また、日本に対しては、国連拷問禁止委員会や国連人権理事会、国連規約人権委員会から死刑廃止に向けた様々な勧告がなされている。ちなみに、2012年5月現在の死刑廃止国は141カ国（10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む）、死刑存置国は57カ国であって、世界の3分の2が死刑を廃止ないし執行の停止をしている。

法務省内部で2010年から行われてきた「死刑の在り方についての勉強会」が終了し本年3月に報告書が公表されたが、

この場での議論が死刑問題について広く国民的議論を行ったものとは到底言えない。

わが国では死刑事件について4件の再審無罪判決が確定しているうえ、近時足利事件、布川事件について裁判所は再審無罪判決を言い渡し、東電社員殺人事件についても再審開始決定が確定している。さらに、死刑が執行されてしまった飯塚事件についても、精度の低いDNA鑑定が決め手となったとされており、近時の科学的捜査の発達により死刑判決の見直しがなされる可能性が高くなっている。このことは、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示している。

野田内閣は来る10月1日にも内閣改造を予定していると報道されており、滝実法務大臣は自ら大臣を辞任する旨を表明している。こうした状況において早急な死刑を執行する必要があったのか、更には死刑執行について熟慮を尽したのか、疑問があるところである。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議する。あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2012年9月28日

東京弁護士会会長 斎藤 義房

弁護人の接見交通権侵害を理由とする国家賠償請求訴訟についての会長談話

本日、東京地方裁判所において、当会会員が、接見交通権に対する違法な侵害がなされたことを理由とする国家賠償請求訴訟を提起した。

この事件は、2012年3月30日、当会会員が、東京拘置所において、弁護人として健康状態に異常が認められる被告人と接見をしていた際に、東京拘置所の職員により、面会室内で写真撮影をしたことを理由に、その接見及び写真撮影・録画を中断させられ、強制的に被告人との接見を中止させられたというものである。

本件国家賠償請求訴訟では、接見交通権の内実とその制約の根拠が問われている。

弁護人の接見交通権は、憲法34条の被疑者・被告人の弁護人の援助を受ける権利を保障する刑事手続上最も重要な権利である。

そして、刑事訴訟法39条1項にいう「接見」は、身体を拘束された被疑者・被告人と弁護人との間の口頭でのコミュニケーションが中核となるにしても、それにとどまるものではない。

接見状況の録音、写真撮影・録画（以下「写真撮影等」という。）は、接見時の被疑者・被告人に関する情報の取得行為にほかならず、その点において、被疑者・被告人の口頭

での陳述を聴取り、その内容を筆記すること、あるいは弁護人が接見時に知覚した被疑者・被告人の外観上の特徴を筆記することと同じである。

このように接見交通権は、単なる面会にとどまらず、接見室でなしうる弁護活動上必要な活動を当然に行い、これによって被疑者・被告人の防御権を十分に保障する内実を持つ。そして、それが公平な裁判の実現に資するのである。

他方、弁護活動の一環としての写真撮影等を禁止する法令上の規定は存在しない。

当会としても、2012年7月31日には、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と共同して、東京拘置所における弁護人の接見に際し、面会室内での写真撮影等の禁止などの不当な制限を加えないことを申し入れているところである。

当会としては、今後の裁判において、接見交通権が刑事手続上最も重要な権利であり、施設管理権によって、憲法及び刑事訴訟法上保障されている弁護活動を制限することができないことが確認されることを望むものである。

2012年10月12日

東京弁護士会会長 斎藤 義房